

大和市民間認可保育所設置にかかる 事前相談取扱要項

大和市

(ver-2024年2月)

<目次>

- 1 民間認可保育所設置にかかる事前相談取扱要項……………1ページ
- 2 事前相談申込書<様式>……………11ページ

大和市民間認可保育所設置にかかる事前相談取扱要項

1. 事前相談

(1) 受付

- ・ 随時、窓口にて受け付けを行っています。

(令和7年4月開所については令和6年3月25日(月)まで)

ご来庁にあたりましては、下記「連絡先」にお問い合わせの上、必ず予約をしてください。

- ・ 時 間 : 9時～11時30分及び13時～16時30分
(休日、日曜日及び土曜日を除く。)
- ・ 場 所 : 大和市鶴間1丁目31-7 保健福祉センター2階
- ・ 連絡先 : 大和市子ども部ほいく課保育指導係 Tel 046-260-5672(直通)

(2) 提出書類

- ・ 事前相談の際は、次の書類を持参してください。(様式は11ページ以降のものをご使用ください。)
 - ① 法人実績等調書(様式2)(既存のリーフレット等)
 - ② 事業計画書(様式3)
 - ③ 設置予定保育所の工程表
 - ④ 設置予定保育所の案内図(駅からの距離、近隣公園がわかるもの等)、配置図、平面図、現況写真
 - ⑤ 既存施設(賃貸物件を含む)活用の場合は、新耐震基準により建築していることが確認できる書類及び検査済証の写し(検査済証がない場合は、「建築確認申請台帳記載事項証明書」)
 - ⑥ 直近3年間の財務書類 ※社会福祉法人及び学校法人以外の場合

(3) 事前相談後の申し込みについて

- ・ 事前相談後、設置・運営が可能と見込まれる法人には、改めて市から申し込みの案内をいたします。
- ・ その後、「民間認可保育所事前相談書及び申込書」を作成の上、市が指示する部数を提出ください。

2. 事前相談可能な運営法人の条件

(1) 必須条件

- ① 令和6年3月31日現在、開所の日を起算日として次のいずれかを満たす法人
 - (ア) 児童福祉法第35条第4項に定める保育所、学校教育法第1条に定める幼稚

園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6号に定める認定こども園を1年以上運営している法人
(イ) 児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業(C型を除く)を市内において1年以上又は市外において3年以上運営している法人

② 第1項で運営する保育所等の経営が安定していること。

以下の内容に該当しないこと。ただし、経営の安定性を証明する文書が提出され、財務状況の改善が確認できる場合は除く。

・銀行若しくは手形交換所の取引停止処分、手形若しくは小切手の不渡り又は所有する資産に対する仮差押命令等の処分を受けたことがないこと。

・社会福祉法人及び学校法人以外の法人については、直近の会計年度において、3年連続で損失を計上していないこと。

③ 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

④ 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。

⑤ 子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉施設の設備運営基準(以下「設備運営基準」という。)等の関連法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施にあたる意思があること。

⑥ 市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。

⑦ 法人又は法人が運営する施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止、業務停止等の処分を受けたことがないこと。

⑧ 暴力団排除条例等に該当しないことの誓約書(様式6)の事項について相違がないこと。

(2) 望ましい条件(任意)

・審査において加点項目とします。

① 医療的ケア児等の受け入れを行うことができるための区画を整備し、集団保育が可能な医療的ケア児を積極的に受け入れるよう努めること。(区画の配置については、市と十分な協議を行うこと。)

② 法人が運営する施設において医療的ケア児の受入れ経験があること。

③ 児童発達支援事業の実施に向けて市と協議すること。

④ 令和6年3月31日現在で児童発達支援事業の実施経験が1年以上あること。

3. 必要な保育所の形態・位置等

(1) 形態

保育所

(2) 対象地域

次のいずれかの条件を満たすこと。

- ①大和市北部地域であること。なお、整備優先地域を設定し、優先地域における整備計画を優先して、申込、審査を行っていきます。
- ②（２）望ましい条件（任意） ①かつ②または③かつ④を満たす事業者については、北部地域に関わらず事前相談を受け付けます。

（３）定員

60人以上

※待機児童等解消のため、定員を超えた児童の受け入れを積極的に行うこと。

※利用定員は原則として認可定員と同数にすること。（設置初年度の4、5歳、次年度の5歳の定員が埋まらない可能性が高いことはご承知おきください。）

（４）定員構成

- ・3歳児までは年齢が上がるにつれて定員が増える構成とし、3歳児～5歳児の定員は同数に近づけること。
- ・2歳児と3歳児の定員は、2人以上の差を設けること。
- ・待機児童解消のための効果的な定員構成となるよう市と協議の上、決定すること。

<定員構成例>

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3人	10人	10人	12人	12人	13人	60人

（５）入所対象児童

生後8週～小学校就学前まで

（６）設置方法

賃貸物件の改修等による保育所設置

（７）開所日

令和7年4月1日

※開所日に遅れが生じた場合、補助対象外となる場合があります。建築確認や開発協議等、施設整備に関わる諸手続きを含めた計画としてください。

4. 設置の条件

（１）施設及び場所

- ① 施設及び保育環境については、神奈川県設備運営基準及び保育所設置認可に係る審査基準を満たし、かつ保育所設置認可に係る行政指導指針を満たすよう努めること。

- ② 社会福祉法人及び学校法人以外の者については、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号局長通知）における審査基準の要件を満たし、設置認可の際の条件を運営開始までに備えること。
- ③ 賃貸物件の場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日付雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号局長連名通知）に定められた事項を遵守すること。
- ④ 建築、消防、調理設備等については、関係法令等の要件を満たすこと。なお、図面を確定する前に必ず所管官庁に相談し、その指導に従うこと。
- ⑤ 違法建築物ではないこと。（検査済証と現況が一致していること。）
- ⑥ 周辺住民の同意が得られるよう努めること。なお、周辺住民への説明については、選考結果通知後、速やかに行うこととし、説明の経過を保管しておくこと。
- ⑦ 保育所整備により、風俗営業の営業場所が制限（神奈川県風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 2 条）されることから、周辺地域の状況把握をするとともに、影響を十分考慮した計画とすること。
- ⑧ 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等、近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とするとともに、工事の際は、騒音対策、安全対策、工事車両通行等に留意すること。
- ⑨ 待機児童等の状況に応じて、定員以上の入所を市から依頼することが予想されるため、保育室は余裕をもった面積を確保すること。
- ⑩ 設置を予定している土地・建物が、現在、別の目的で利用されている場合、現在の利用者や関係機関等との調整が十分図られていること。
- ⑪ 市街化調整区域で整備を予定する場合は、開発が見込めるスケジュールで計画されていること。
- ⑫ 設置を予定している土地が、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当しないこと。

（2）開所時間及び延長保育事業

月～金曜日：午前 7 時～午後 6 時までの 1 1 時間保育を実施するとともに、延長保育を 2 時間以上実施すること。

土 曜 日：午前 7 時～午後 6 時までの 1 1 時間保育を実施すること。

※土曜日の延長保育実施も可。

※延長保育料については、市との協議のうえ、決定してください。

（3）休所日

休 所 日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とする。

※休日保育の実施も可

(4) 職員配置等

次のとおり、保育士有資格者を常時配置してください。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
配置基準 (児童:保育士)	3 : 1	<u>4 : 1</u>	6 : 1	<u>16 : 1</u>	30 : 1	30 : 1

※公募時時点。国が令和6年度に最低基準等の改正を示していることから、正式な通知の内容により変更となります。(例：4、5歳児→25 : 1 など)

- ① 専任の施設長、主任保育士を配置すること。
- ② 運営にあたり、職員の加配が必要な児童がいる場合、市の基準 (3 : 1) に準じた職員配置を図ること。
- ③ 保育士の配置にあたり、バランスのとれた年齢層の職員構成とすることで、日々の保育が円滑に実施できるよう努めること。
- ④ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号本部統括官、局長連名通知)別紙2Ⅱ1.(2)基本分単価に含まれる職員構成の内容を満たすこと。
- ⑤ 医療的ケア児の区画を整備する場合は、集団保育が可能な医療的ケア児に対し、適切な支援を行うため、看護師等又は喀痰吸引等を行うことができる保育士等の配置その他必要な措置を積極的に講ずること。
- ⑥ 保育士不足を理由に児童の受け入れを拒否することがないように職員体制を構築すること。集団保育が可能な障がい児の受入れについても同様とする。

(5) 給食の提供

- ① 給食は自園調理方式により提供し、外部搬入は認めない。また、定員に応じた必要な調理員を配置すること。
- ② 給食を提供するにあたり、栄養士が指導できる体制が整備されていること。
※ただし、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号局長通知)に記載されている留意すべき事項を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。
- ③ 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成27年3月31日付雇児発0331第1号・障発0331第16号局長部長連名通知)や「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日付社援施第65号課長連名通知)等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守し、給食を提供すること。
- ④ 『『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』について』(平成23年3月17日雇児保発0317第1号)及び『『保育所における食事の提供ガイドライン』について』(平成24年3月30日雇児保発0330第1号)を遵守すること。

(6) その他

- ① 開所年度内の施設長変更がないように努めること。
- ② 集団保育が可能な障がい児及び医療的ケア児など要配慮児童を積極的かつ継続的に複数人受け入れること。また、本市と連携して保育を実施すること。
- ③ 地域の子育て支援（育児相談、子育てに関する情報提供、入園児童との交流、育児講座等）を実施すること。
- ④ 一時預かり事業（一般型又は余裕活用型）を実施すること。
- ⑤ 第三者評価を定期的に受審し、結果の公表をすること。
- ⑥ 保育内容等に対する苦情処理体制を整備すること。
- ⑦ 保育所の運営にあたっては、本市の指示に従うこと。
- ⑧ 積極的に市内の小規模保育事業所等の連携施設になること。
- ⑨ 保護者から選ばれる保育施設となるよう、保育の質の向上のための自主事業の実施や、保護者負担の軽減のための布団やオムツの定額サービス実施などに努めるものとし、当該事業内容及びそれに伴い保護者に負担していただく実費額など、積極的に情報提供を行うこと。

5. 施設整備費補助について

市の補助金交付要綱に基づき、当該年度の市予算の範囲内で行うものとします。

補助額については、次の例を参考にしてください。

(1) 賃貸物件による保育所の新設等

補助金要綱「大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱」

- ・補助金額上限額：51,600千円

※保育所を設置する場合に必要な改修等（内装改修費等）に係る費用及び賃借料（市の補助金交付決定後に支払う礼金及び賃借料）などが対象経費となります。

※対象経費の実支出額が68,801千円を下回る場合は、その額に3/4を乗じて得た額（千円未満切捨て）とします。

(2) 留意事項

- ① 上記の補助見込額については、国・県における補助金制度の見直しに伴い、変更（減額を含む）が生じる場合があります。

- ② 施設整備を行うために締結する契約で、補助対象とするものについては、「大和市契約規則」等に準拠してください。

※一般競争入札の方法で大和市入札参加資格者名簿(建設工事、設計委託など)に登録している業者の中から選ぶこと。

※一般競争入札の公告など契約事務の手続きについては、事前に、ほいく課と協議のうえ、事業者自身で行うこと。

- ③ 入札等において不正等が発覚した場合は、法人としての選定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。
- ④ 補助対象とする事業は、補助金の交付決定後に着手してください。

6. 委託費及び運営費補助金について

(1) 委託費について

- ・子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する市の確認を受けることにより、附則第6条第1項に基づき委託費を支払います。
- ・「子ども・子育て支援法付則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号本部統括官、局長連名通知）」等を遵守してください。
- ・委託費は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日）」に規定する公定価格に基づき積算します。

(2) 運営費補助金について

- ・「大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱」に基づき、当該年度の市予算の範囲内で行うものとします。
- ・補助額等は、前述要綱の見直し（原則毎年度）により、変更することがあります。

7. 設置・運営法人の選定及び決定

本取扱要項に基づく、設置・運営法人の決定については次のとおりです。

(1) 設置・運営法人の選定

① 事前相談後の申し込み案内

市との事前相談後、設置・運営が可能と見込まれる法人には、改めて市から申し込みをご案内します。

② 申込書の提出

申し込みの案内があった法人は、令和6年4月5日（金）16時30分までに、「大和市民間認可保育所事前相談書及び申込書」を提出してください。

※市が予め示す書類以外に、追加して書類等を求めた場合は、速やかに応じること。

③ 大和市民間認可保育所運営法人選考委員会での審査

「大和市民間認可保育所運営法人選考委員会」において、申込法人のプレゼンテーション及び質疑応答等による審査を行います。

④ 留意事項

- ・事前相談書類等については返却しません。
- ・提出した書類については、市が公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、相談者等の正当な利益を害するものを除き、情報公開請求により開示する場合があります。

- ・ 事前相談については、設置認可が可能な法人数等を把握するために実施するものであり、事前相談の実施及び事前相談書類等の提出は保育所整備を約束するものではありません。
- ・ 事前相談の実施後に、賃貸物件の確保が困難となった場合など、保育所整備が滞るような状況が起こった場合は、速やかに市に報告してください。

(2) 設置・運営法人の決定

① 設置・運営法人の決定

設置・運営法人は、事前相談書類及び追加書類等の書類審査や、法人に対するヒアリング等から総合的に判断し、市長が決定します。

② 覚書の締結

設置・運営法人として決定した後、大和市と申し込み内容に沿った**保育の実施についての覚書**を取り交わします。

③ 留意事項

- ・ 施設整備費等について、市の予算が議決されなかった場合や、国の就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金等の交付決定が受けられない場合に事業を中止することがあります。
- ・ 設置・運営法人決定後に、募集要項の条件の履行がされない場合、又はその履行が明らかに困難な場合には、市は当該決定の取り消しをすることができるものとします。
- ・ 設置・運営法人決定後に、辞退又は前掲の理由による当該決定の取り消しがあった場合は、以後、当市の保育所等の設置・運営法人募集等において申込みできません。
- ・ 設置・運営法人の事前相談や申込内容により、追加の予算措置が必要な場合については、当該法人については、予算に係る議決をもって正式決定となることから、議決後に正式な決定通知等を送付します（それまでは、仮決定扱いであることから、この旨が分かる通知文を送付します。）。よって、予算状況等により決定を取り消す場合があります。
- ・ 不測の事態により、保育所の設置及び運営が困難となった場合には、決定を取り消す場合があります。

8. 保育所設置認可 スケジュール（予定）

【賃貸物件による保育所の新設等】

日 付		内 容
整備前年度	随時受付	事前相談
	3月25日	事前相談期限
整備年度	4月5日	申込受付期限
	4月下旬	選考委員会（プレゼンテーション・質疑応答）
	5月上旬	選考結果の発送

5月中旬	神奈川県と事前相談
6月中旬	法人から事前協議書提出
6月下旬	神奈川県と事前協議
7月	神奈川県児童福祉審議会①
7月下旬	事前協議の受理
8月上旬	施設整備の補助金交付申請（市）
8月下旬	施設整備の補助金交付決定（市）
9月上旬～	施設整備の入札・契約・着工
11月中旬	法人から設置認可申請書提出
12月上旬	神奈川県へ設置認可申請
2月	神奈川県児童福祉審議会②
2月上旬	市へ確認申請
3月	完成前検査（県）の受検
3月下旬	設置認可（認可指令書交付）・補助金実績報告
4月1日	事業開始

9. 確認申請について

認可保育所として運営を行うにあたり、「大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例」及び「大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則」を満たす施設として、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する市の確認を受ける必要があります。

設置・運営法人として決定した場合は、神奈川県への設置認可申請と並行して、市へ確認申請を行っていただきます。

10. 資料

＜神奈川県ホームページに掲載：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/index.html>＞

- ・ 保育所認可等の手引き
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・ 保育所設置認可に係る審査基準
- ・ 保育所設置認可に係る行政指導の指針

＜大和市例規集に掲載：

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A80260DA2>＞

- ・ 大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱

- ・大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱
- ・大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱
- ・大和市契約規則
- ・大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例
- ・大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則

<内閣府ホームページに掲載：>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>>

- ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
- ・子ども・子育て支援法付則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

<厚生労働省ホームページに掲載：>

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9197&dataType=1&pageNo=1>

- ・保育所の設置認可等について

※例規類はインターネットや「保育所運営ハンドブック」等で必ず確認してください。

大 和 市 長 あて

法人所在地
法 人 名
法人代表者

大和市民間認可保育所事前相談書及び申込書

大和市において、保育所の設置及び運営を希望しており、次の書類を添えて提出いたします。

添付書類

1. 法人実績等調書（様式 2）
2. 事業計画書（様式 3）
3. 設置予定保育所の工程表
4. 設置予定保育所の案内図、配置図、平面図、現況写真
5. 設置予定保育所が児童福祉施設として、建築関係法令等を満たすことの誓約書（様式 4）
6. 賃貸の場合は、土地または建物を賃借できることが確認できる書類
（土地又は建物の所有者との賃貸借契約の覚書など）
既存施設（賃貸物件を含む）活用の場合は、**新耐震基準により建築していることが確認できる書類及び検査済証の写し**
7. 土地または建物を購入する場合、購入できることが確認できる書類
8. 土地の登記簿謄本
9. 新設する保育所に係る資金計画書
（寄付がある場合は、寄付予定者の贈与契約書及び残高証明書）
（借入がある場合は、償還計画書）
10. 法人定款
11. 法人残高証明書、直近の法人収支決算書
12. 設置予定保育所の運営が、経営上支障がないことの見解書（様式 5）
13. 既設保育所の案内図、配置図、平面図、現況写真
14. 直近の既設保育所収支決算書
15. 既設保育所における過去 3 年の間に県から送付された監査結果の写し
16. 周辺住民等への説明計画書
17. **暴力団排除条例等に該当しないことの誓約書（様式 6）**

※太字の書類は相談時に必須の書類です。それ以外は、市が指示した後（申込時）に提出して下さい。

※申込書は必要な添付書類を全て添えて提出して下さい。締切後は一切受け付けません。

※12 の書類については、提出が任意です。

※既設保育所に係る「13・14・15」の書類について、保育所を複数運営している場合は、本市に距離的に最も近い施設のもの。以下同じ。

(※児童福祉法第 35 条第 4 項に定める保育所以外を運営している場合は、「保育所」等を適宜読み替えて作成してください。)

様式 2

法人実績等調書						
法人概要	名称					
	所在地					
	代表者氏名					
	連絡先					
	設立年月日		年 月 日			
既設保育所等の実績	運営保育所等 (保育所、認定こども園、小規模保育事業所等)		保育所名：			
			種別：	定員：	人	
保育所名：						
種別：			定員：	人		
保育所名：						
種別：			定員：	人		
保育所名：						
種別：			定員：	人		
運営期間（最長）		年 ヶ月				
既設保育所等の実績 (保育所等を複数運営している場合は、本市に距離的に最も近い施設のものを。)	施設名					
	所在地					
	設置認可年月日		年 月 日			
	定員		名（令和6年4月1日現在）			
	入所児童数		名（令和6年4月1日現在）			
	直近の処遇改善等加算Ⅰの加算区分		%（ 年度）（保育所を運営している場合）			
	職員	施設長	氏名		経験年数	
		主任保育士	氏名		経験年数	
		保育士数				
		看護師数				
その他		名（ ）	名（ ）	名（ ）	名（ ）	
	名（ ）	名（ ）	名（ ）	名（ ）		
	名（ ）	名（ ）	名（ ）	名（ ）		

	保育の基本理念	
	保育方針	
	特徴的な 保育内容	
	職員研修	
	苦情処理体制	
	第三者評価制度 の受審状況	
	監査の状況 (直近3年間の 指摘事項。ある場 合、内容と改善状 況を記入)	
	その他 (自由記載)	
児童発達支援 事業の実施経 験	有り(令和6年3月31日時点で 年以上の経験) (重症心身障碍児の受入れ 有 ・ 無) 無し	

医療的ケア児 の受入れ経験	有り（受け入れ経験のある医療的ケアについて記載してください。） < 無し >
欠格事項の 有無	法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分の有無 (過去5年間)： 有 ・ 無

※書ききれない場合は、資料を添付してください。

(※児童福祉法第35条第4項に定める保育所以外を運営している場合は、様式にある「保育」・「保育所」等を適宜読み替えて作成してください。)

様式3

事業計画書	
施設名、 所在地、 定員	名称(仮称): 所在地:大和市 用途地域区分: 定員: 名
開所予定日	令和 年 月 日
保育の 基本理念	
保育方針	
応募の理由	
医療的ケア児 や障がい児な ど配慮が必要 な児童の保育 に対する考え 方	

賃貸物件 による 整備の場合	建物の名称 _____ 敷地面積 _____ m ² 建物面積 建築面積 _____ m ² 延床面積 _____ m ² 建物の構造 _____ 建物の階数 _____ 階建 保育所を設置する階数 _____ 階 耐火・準耐火の別 _____ 賃借料（月額） _____ 円 賃貸借契約期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 地上権・賃借権登記の有無 _____ その他 _____						
	(主体工事費、工事事務費、特殊附帯工事費等の内訳、合計額を記載)						
風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律施 行条例等に該 当する施設の 有無	(該当施設がある場合は、営業所名、所在地、風俗営業の種別《例：法第2条第1項第1号に該当》を記載してください。)						
定員及び構成	年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	定 員	人	人	人	人	人	人
	有効面積	m ²					
	面積定員	人	人	人	人	人	人
一時預かり室	m ²						
医療的ケア児 のための区画	m ²						
園 庭	m ² (地上 ・ 屋上)						
駐車場	台						
保育体制	園 長	氏 名			年 齢	歳	

(採用予定者) ※園長、主任保育士が未定の場合は、採用計画書を提出すること。		略 歴			
	主任保育士	氏 名		年 齢	歳
	喀痰吸引等を行うことができる保育士		人 (常勤 ・ 非常勤)		
	上記以外の保育士		常勤	人・非常勤	人
	看護師等		人 (常勤 ・ 非常勤)		
	その他 (事務、管理栄養士等)		名 ()	名 ()	名 ()
保護者負担軽減に向けた取り組み	(例) 定額制導入による布団、オムツ、食事エプロンの持ち込み持ち帰り不要				
その他事業の実施について	児童発達支援事業の実施 (有・無) 一時預かり事業 (一般型・余裕活用型) 休日保育の実施 (有・無) その他自主事業 ()				

※書ききれない場合は、資料を添付してください。

(※児童福祉法第35条第4項に定める保育所以外を運営している場合は、様式にある「保育」・「保育所」等を適宜読み替えて作成してください。)

様式4

建築関係法令等に関する誓約書

下記の法人が大和市民間認可保育所応募申込書にて応募した次の設置予定保育所については、児童福祉法に定める保育所として、建築関係法令等の基準を満たした施設とします。

- 応募法人名称 :
- 応募法人所在地 :
- 応募施設名称 :
- 応募施設所在地 :

所在地 ○○○○○

法人名 ○○○設計事務所

代表者 ○○○○○ ⑩

様式5

経営が安定していることの意見書

下記の法人が大和市民間認可保育所応募申込書にて応募した次の設置予定保育所の運営については、次の理由から安定的に運営がなされると判断します。

(安定的に運営されると判断した理由を記載)

- 応募法人名称 :
- 応募法人所在地 :
- 応募施設名称 :
- 応募施設所在地 :

所在地 ○○○○○

法人名 ○○○税理士事務所

代表者 ○○○○○ ⑩

誓 約 書

次の事項について相違ないことを誓約いたします。

1. 当法人は大和市暴力団排除条例第2号又は第5号に該当しないこと
2. 当該法人を構成する者に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3号又は第4号に該当する者がいないこと
3. 今後当該法人又はその構成員が同法第2号から第5号に該当するにいたった場合は、大和市民間認可保育所応募申込書にて応募した下記の設置予定保育所の運営を辞退すること
4. 破産者で復権を得ない者でないこと（法人の場合は役員を含む。）
5. 児童福祉法第35条第5項第4号に定めるイからルまでのいずれにも該当しないこと

応募施設名称：

応募施設所在地：

所在地 ○○○○○

法人名 ○○○○○

代表者 ○○○○○ ⑩

大和市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。